

JBA の ABS 啓発活動

野崎 恵子

はじめに

1993年12月29日に生物多様性条約 (Convention of Biological Diversity: CBD) が発効してから20年以上が経過した。しかし、CBD第15条に基づく国内措置を設定した国は、全締約国196か国・地域の内のまだ30か国程度といわれている。しかしながら、国内法令を策定しても細則がなく運用できない措置や、現地の言葉で書かれているものなどがあり、正確な数、内容を把握することが困難である。

遺伝資源の利用者にとっての最大の問題は、このような提供国で合法的にマテリアルを入手する手続きの不明瞭さ、不透明さ、困難さにあるといえるのではないだろうか。

この状況を理解するために、CBDの成立経緯を俯瞰するとともに、一般財団法人バイオインダストリー協会 (Japan Bioindustry Association: JBA) が行ってきた海外遺伝資源の取得 (アクセス) に関する支援活動について紹介したい。

CBDの議論と成立

CBDは前述のとおり1993年に発効したが、条約交渉は1990年の11月、第1回政府間交渉委員会 (Intergovernmental Negotiation committee: INC)¹⁾ から始まっている。これは国連開発計画 (United Nations Environment: UNEP) が、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」によって発表された報告書「我ら共通の未来」²⁾ の提言を受けて新条約の検討のための専門家会合を立ち上げ、2回の会合を経た後に正式な交渉の場として設定されたものである。この委員会で条約の文書が検討され、第7回委員会の終了後の1992年5月20～21日に開催された条約採択会議でも激しい交渉と各国の妥協の末、日付を回ってから採択され、1992年6月5日から開催される地球環境サミットで署名開放することができた。最終的に168の署名を集め、30か国の批准から90日後の1993年12月29日にCBDが発効した。これらの経緯に関しては、交渉官として当該現場に出ておられた高倉成男氏が著作³⁾の中で詳しく述べている。

ここで改めて驚くのは、その交渉ポイントや各国のスタンス、成立状況が、20年経った名古屋議定書とあまり違いがないことである。端的に言ってしまえば開発途上国側は利益の確保を求め、先進国側は利益配分や技術移転を含む強制条項の回避を試みる点や、国連環境サミットの政治的成功のためや国連の環境分野における多国間メカニズムの信頼性を保持するため、意見対立点に曖昧な文言を含ませ、各国がそれぞれに解釈でき、合意と採択ができるよう、ギリギリまで交渉した結果の国際文書である、という点がよく似ている。

アクセスと利益配分 (Access to Genetic Resources and Benefit-sharing: ABS) の側面からCBDを読む際に注意したいのは、この条約は、枠組み条約であって、利用者のルールを定めているものではなく、締約国各国が遺伝資源についての主権的権利を保有することを確認しているという点である。したがって、遺伝資源の提供国がABSに特化した法律を新に策定、または既存の法令に条項を盛り込むことはできるようになったが、利用者にとって、その国の遺伝資源を取得する際にはその国の法律や規則を守るという従前からのルールに点に変更はない。

CBDの成立後、1995年に世界に先駆けてフィリピンが大統領令第247号、その施行規則として翌年に環境天然資源省行政令第96-20号を制定し、いち早く生物多様性条約に基づく生物資源アクセス規制を導入した。この法令は国内外を差別せず、アクセスの手続きや利益配分率を規定し、開発した製品のフィリピン内の実施権の確保など国内外の利用者にとっては厳しいものとなった。その後、各資源提供国がフィリピンに続いて法令を次々と策定するのではと考えられたが、海外からの遺伝資源へのアクセスが途絶えてしまったフィリピンを目の当たりにした事が原因かどうかは定かではないが、事実、あまり策定されなくなってしまったように思われる。

法令を策定すれば、すなわち規制となり、「利益の確保」と「利用促進」のバランスを取ることは難しいのではないだろうか。このような背景も、日本の利用者が提供国の法令を遵守しようと共同研究先などに手続きを尋ねても明確な返事が得られない一因となっていると思われる。

JBAの支援活動の始まり

条約成立交渉とは別に、日本の通商産業省（現、経済産業省）では、政策グループと外部有識者とのコミュニケーションの中から、熱帯雨林の保全が重要であるという認識を得て、1991年に総合開発調査として「アジア諸国における研究開発基盤形成に関する基礎調査（熱帯地域の生物多様性の保全に関する基礎調査）」を立ち上げ、JBAに委託した。これがJBAとCBDの関わりの始まりとなる。その後も複数のプロジェクトを通じてJBAが事務局となり、東南アジア諸国の政府機関と共同研究契約を締結し大学、企業などの研究者が各種生物資源を共同で調査を行い、保全や、カルチャーコレクション、利用に関する調査を進めていった。この経緯および成果については、当時の担当者であった石川不二夫⁴⁾や、後年に藪崎義康⁵⁾が詳しく述べているが、この長期的戦略をCBD成立前に実行し始めたことについて尊敬の念を禁じ得ない。この共同調査事業を通じ、日本は国際交渉には参加しつつも⁶⁾、それとは別のスキームで、実質的な2国間のルートを開拓すると同時に、相手国側から信用を得ていった。その先人が築いた「信頼」という土壌の上に現在までの製品評価技術基盤機構（National Institute of Technology and Evaluation: NITE）の（National BioResource Center）NBRC⁷⁾やJBAのABS支援活動は成り立っている。

JBAの支援活動

海外遺伝資源を取得するに当たって、JBAが提供している利用者への支援活動は大きく4つある。

「遺伝資源へのアクセス手引き」「オープン・セミナー」「専用ウェブサイト」「相談窓口」である。

2002年からは経済産業省の「環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業及び生物多様性総合対策事業）」を受けており、適宜、上記支援を行っている。

①「**遺伝資源へのアクセス手引き**」 実際に海外遺伝資源にアクセスする実務者のために開発された小冊子である。CBDの用語、基本原則やアクセスや利益配分の基本的な考え方、留意点について記載している。

もとはJBAが東南アジアとの研究協力プロジェクト実施の経験と有識者のご協力を得てCBDに関する普及啓発のためにJBAが自主事業で作成した1999年発行の「遺伝資源アクセスに関するガイドブック」であるが、2002年にボン・ガイドラインが採択され、またCBDの

普及啓発だけでは何の解決法も提示していないとの利用者の声を受け、2005年に経済産業省からの委託事業によるタスクフォースを編成されたこともあり、委員の協力を得て「遺伝資源へのアクセス手引」として更新された。2010年には名古屋議定書の採択を受け、ただちに改訂作業に入り、専門家の助言を得た後2011年の3月には第2版を完成させた。2013年度には英語版も作成し、海外の研究者と共同研究する際に、相手側にもCBDの基本原則や、日本の考え方を知ってもらうための参考としていただいている。名古屋議定書準備のための政府間会合でも配布し、各国交渉官に好評を博した。日本語、英語版ともに希望者へは無料で配布している。

②**オープン・セミナー** 「2国間ワークショップ」では、資源提供国の政府担当者を招へいし、当該国の法令や手順、生物多様性について紹介してもらっている。アクセスの促進を目的に年に1～2回開催しており、提供国担当者に直接コンタクト可能な貴重な機会となっている。その他にも、交渉の最新状況や多数国間ワークショップを開催し、国際交渉の進捗について報告する機会も設けている。これらの資料は、③の専用ウェブサイトに掲載し、広く活用を促進している。

③**専用ウェブサイト** (<http://www.mabs.jp/>) 主に東南アジア諸国について各国の基本情報（批准状況）や法令（一部日本語訳あり）、過去の調査や2国間セミナーで知り得た情報を掲載し、条約や議定書の和訳を提供、各セミナー資料や名古屋議定書採択までの経緯や、それらをまとめたアーカイブ、委託事業の報告書も掲載している。特に、委託事業報告書には、各専門家が執筆したCBD関連の国際文書（伝統的知識、国連海洋法条約、など）についての記事があり、まだ条約などになっていない国際文書の進捗の情報を得ることができる。

④**相談窓口** 2005年4月からJBAは「海外遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口」を開設しており、2015年の6月までに550件余の相談を守秘、無料にて承っている。中でも多い質問は、扱いたい生物資源が各国のABS規制の対象かどうか、アクセス方法や相手国の法令などのルールに関するものであり、JBAが過去の活動から得た経験・情報や、国際会議の場で得た情報や開拓したルートなどを基に相談に乗っている。文字では説明しきれないことが多く、メールでのご回答を求めている。初めての方にはなるべく面談をおすすめしている。どなたでもご利用いただけるので、ご利用にあたっては、③の専用ウェブサイトの「問合せ」フォームから必要事項を記入して送信していただきたい。

終わりに

今の研究者は、研究をするだけではなく、実施にあたって遵守しなければならない法令やルールに縛られているように思われる。中でも、このCBDはマテリアルを必要とする研究には必須であるにも拘わらず、研究相手も当該条約を認知しておらず、政府に問い合わせようにも担当者が不明で、やっと分かったところに連絡をとっても、返事が来ないことや、交渉に長い時間を要することがあると聞く。現在は、日本でも複数の団体がABSの支援活動を行っている。それぞれが違う情報やルートを持っていることもあるので、複数にお尋ねになり、そこで得た情報を精査し、ご自分の選択を行っていただくことをお勧めする。

これからもJBAは現場の方のストレスをなるべく軽減するべく活動を続けていくので、ご支援、活用いただきたい。

文 献

- 1) Convention of Biological Diversity: <https://www.cbd.int/history> (最終訪問日 2015 年 6 月 30 日)。
- 2) UN Documents: Gathering a Body of Global Agreements : <http://www.un-documents.net/our-common-future.pdf> (最終訪問日 2015 年 6 月 30 日)。
- 3) 磯崎ら：生物遺伝資源へのアクセスと利益配分, p. 19 (2011)。
- 4) 石川不二夫：http://www.mabs.jp/archives/jba/houkoku_220827.html (最終訪問日 2015 年 6 月 30 日)。
- 5) 磯崎ら：生物遺伝資源へのアクセスと利益配分, p. 251 (2011)。
- 6) (財) バイオインダストリー協会：生物多様性条約「アクセスと利益配分に関するアーカイブ」<http://www.mabs.jp/archives/cbd/h22archive.html> (最終訪問日 2015 年 8 月 7 日)。
- 7) 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジー分野：<http://www.nite.go.jp/nbrc/global/index.html> (最終訪問日 2015 年 6 月 30 日)。